

商 標	判決年月日	令和2年5月20日	知財高裁第2部
	事 件 番 号	令和元年(行ケ)第10151号	
○ 「CORE ML」の文字を標準文字で表した商標が「CORE」の文字を標準文字で表した商標及び「コア」の文字を標準文字で表した商標のいずれにも類似していないと判断された事例。			

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 取消

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 商願2017-145606号, 不服2019-1895号

判 決 要 旨

1 本件は、コンピュータソフトウェア等を指定商品とする「CORE ML」の文字を標準文字で表した商標(以下「本願商標」という。)の登録出願についての拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、争点は、商標法4条1項11号該当性の有無(商標の類否)である。

2 本判決は、概略、以下のとおり判示して、本願商標が「CORE」の文字を標準文字で表した商標及び「コア」の文字を標準文字で表した商標(以下「引用商標」という。)に類似するとした審決を取り消した。

(1) 「CORE」の語には、「ものの中心部、中核、核心」、「一部のオペレーションシステムでプログラムが不正に終了したとき、メモリの内容をまるごと保存したファイル(コアファイル、コアダンプ)」、「マイクロプロセッサのコア」、「Intel社の商品であるCOREシリーズ」等の多様な意味があるところ、「コアファイル」、「コアダンプ」、「マイクロプロセッサのコア」、「Intel社の商品であるCOREシリーズ」は、コンピュータ関連の用語であるが、「CORE」の語がコンピュータソフトウェアである本件指定商品に使用された場合は、コンピュータハードウェアを意味する「マイクロプロセッサのコア」やコンピュータハードウェアの商品名である「Intel社の商品であるCOREシリーズ」を意味するものとは認識されないというべきであるし、「コアファイル」や「コアダンプ」も一部のオペレーションシステムで用いられている用語にすぎず、「コアファイル」や「コアダンプ」と認識されるとも認められない。

「CORE」の語が本件指定商品に使用された場合、「中心部、中核、核心」などの一般の辞書に掲載されている意味のどれとも認識されないか、認識されるとしても、せいぜい「中心部、中核、核心」という意味と認識されるにすぎないというべきである。

(2) 「ML」の語には、「マシンラーニング(Machine Learning)」、「メーリングリスト(mailing list)」、「マークアップ言語(Markup Language)」の略語の意味があるが、「ML」の語が何らの説明もな

く使用された場合、「マシーンラーニング (Machine Learning)」の略語を意味すると認識されるとはいえず、また、「CORE」の語の次に一文字開けて「ML」の語を配置した場合に、「ML」の語が「マークアップ言語」と認識されるとはいえず、さらに、「ML」の語が「メーリングリスト (mailing list)」の略語の意味として認識されるということもできない。したがって、本件指定商品に、「CORE」の語の末尾に1文字開けて「ML」を配した語が使用された場合、「ML」から、何らかの観念が生じると認めることはできない。

(3) 以上からすると、本願商標が本件指定商品に使用された場合、「CORE」の語からは、せいぜい「中心部、中核、核心」といった一般的な意味が認識されるにすぎず、「CORE」の部分が出所識別標識として強く支配的な印象を与えるということとはできないのに対し、「ML」の語からは特定の観念を生じることとはなく、「ML」の部分が「CORE」の部分に比べて特段出所識別標識としての機能が弱いということとはできない。また、本願商標の外観上も、「CORE」と「ML」は、いずれも、同じ大きさの標準文字で構成されており、その間に1文字開いているだけであるから、別個独立の商標と認識されるものではない。さらに、称呼においても、本願商標は、一連に発音されるものと認められる。

したがって、本願商標と引用商標との類否を判断するに当たっては、本願商標全体と引用商標を対比すべきであり、本願商標から「CORE」の部分を抽出し、これを引用商標と対比してその類否を判断することは許されないというべきである。

(4) 本願商標からは、「コアエムエル」の称呼が生じ、引用商標からは、「コア」の称呼が生じるところ、その音数は大きく異なっていることからすると、その差異は大きく、また、本願商標と引用商標は、その外観が異なる。

したがって、本願商標は、引用商標のいずれとも類似しない。